

00122

# 鳥取県公報

本書ノ大キサハ國定規格▲五判

昭和二十七年四月四日 金曜日  
第二千三百号

第九項の規定により、天神野土地改良区より次のように  
理事の氏名及び住所の届出があつた。

昭和二十七年四月四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

- ◆告示 目 次
- 土地改良区より理事の住所、氏名届出
- 建築代理業者の登録
- 建設業者の登録まつ消
- 公有水面の埋立追認
- 肥料生産業者の登録
- 学校法人等の行うことのできる収益事業の種類
- 種畜證明書の有効期間延長
- 定期種畜検査施行
- 卸売販売業者の業者登録
- 府県道の一部区域変更

## 規則

### ◆鳥取県告示第二百六十九号

土地改良法

(昭和二十四年法律第二百九十五号) 第十八條

鳥取縣公報 每週

火金曜日發行(休日ニ当ル)

昭和二十七年四月

百四号

(昭和四年四月十五日)  
第三種郵便物認可

氏名	住所
野儀久市	東伯郡上小鴨村大字福山
澁谷信好	"
山本壽雄	"
安梅敏雄	"
平岩信義	"
石田泰三	"
本高定雄	"
安田又男	"
山崎爲市	"
大鳥居	"
上古川	山守村大字堀
南谷村大字松河原	"

00124

00123

大田佳考

倉吉町大字小鴨

落谷勝眞

鳥取縣氣高郡蓬坂

森本春藏

安藤建築士

山脇房吉

二級建築士

田村喜代藏

安藤晴藏

藤戸惣市

安藤晴藏

## ◇鳥取縣告示第百七十一号

鳥取縣建築代理業者名簿に次の者を昭和二十七年三月一日登録した。

昭和二十七年四月四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

登録番号

登録年月日

商号又は名称

主なる営業所の所在地

申請者氏名

登録まつ消年月日

鳥取縣知事登録

昭和二十五年  
（一）第一三九号

大和工務店

鳥取市末広町一〇ノ一

森下 一

昭和二十七年  
二月二十二日

238

3.1

和27.

右同

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

落谷勝眞

鳥取縣氣高郡蓬坂

村大字殿三七〇

事務所

安藤晴藏

安藤晴藏

安藤晴藏

安藤晴藏

安藤晴藏

安藤晴藏

## ◇鳥取縣告示第百七十六号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第四條第三項の規定による更新の登録申請がなかつたので同法第十五條第一項の規定により建設業者登録簿から次のように登録をまつ消した。

昭和二十七年四月四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

登録番号

登録年月日

商号又は名称

主なる営業所の所在地

申請者氏名

登録まつ消年月日

鳥取縣知事登録

昭和二十五年  
（一）第一三九号

大和工務店

鳥取市末広町一〇ノ一

森下 一

昭和二十七年  
二月二十二日

鳥取縣知事登録

昭和二十五年  
（一）第一三九号

大和工務店

鳥取市末広町一〇ノ一

森下 一

昭和二十七年  
二月二十二日

鳥取縣知事登録

昭和二十五年  
（一）第一三九号

大和工務店

鳥取市末広町一〇ノ一

森下 一

昭和二十七年  
二月二十二日

鳥取縣知事登録

昭和二十五年  
（一）第一三九号

大和工務店

鳥取市末広町一〇ノ一

森下 一

昭和二十七年  
二月二十二日

鳥取縣知事登録

昭和二十五年  
（一）第一三九号

大和工務店

鳥取市末広町一〇ノ一

森下 一

昭和二十七年  
二月二十二日

鳥取縣知事登録

昭和二十五年  
（一）第一三九号

大和工務店

鳥取市末広町一〇ノ一

森下 一

昭和二十七年  
二月二十二日

鳥取縣知事登録

昭和二十五年  
（一）第一三九号

大和工務店

鳥取市末広町一〇ノ一

森下 一

昭和二十七年  
二月二十二日

鳥取縣知事登録

昭和二十五年  
（一）第一三九号

大和工務店

鳥取市末広町一〇ノ一

森下 一

昭和二十七年  
二月二十二日

鳥取縣知事登録

昭和二十五年  
（一）第一三九号

大和工務店

鳥取市末広町一〇ノ一

森下 一

昭和二十七年  
二月二十二日

鳥取縣知事登録

昭和二十五年  
（一）第一三九号

大和工務店

鳥取市末広町一〇ノ一

森下 一

昭和二十七年  
二月二十二日

鳥取縣知事登録

昭和二十五年  
（一）第一三九号

大和工務店

鳥取市末広町一〇ノ一

森下 一

昭和二十七年  
二月二十二日

鳥取縣知事登録

昭和二十五年  
（一）第一三九号

大和工務店

鳥取市末広町一〇ノ一

森下 一

昭和二十七年  
二月二十二日

鳥取縣知事登録

昭和二十五年  
（一）第一三九号

大和工務店

鳥取市末広町一〇ノ一

森下 一

昭和二十七年  
二月二十二日

鳥取縣知事登録

昭和二十五年  
（一）第一三九号

大和工務店

鳥取市末広町一〇ノ一

森下 一

昭和二十七年  
二月二十二日

鳥取縣知事登録

昭和二十五年  
（一）第一三九号

大和工務店

鳥取市末広町一〇ノ一

森下 一

昭和二十七年  
二月二十二日

鳥取縣知事登録

昭和二十五年  
（一）第一三九号

大和工務店

鳥取市末広町一〇ノ一

森下 一

昭和二十七年  
二月二十二日

鳥取縣知事登録

昭和二十五年  
（一）第一三九号

大和工務店

鳥取市末広町一〇ノ一

森下 一

昭和二十七年  
二月二十二日

## ◇鳥取縣告示第百八十一号

私立學校法（昭和二十四年十二月十五日法律第二百七十号）第二十六條第二項の規定に基き、學校法人及び同法

第六十四條第四項の法人の行うことのできる収益事業の種類を次のように定める。

昭和二十七年四月四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治  
學校法人及び私立學校法第六十四條第四項  
の法人の行うことのできる収益事業の種類

製造業（卸売を含む。）

一 食料品製造業

イ 食肉加工業（ソーセージ、かん詰、ハム、ベーコン等の食肉調理品の製造加工）

ロ パン及び菓子製造業（生パン、生菓子、乾パン、乾菓子その他の製造）

ハ 水産食料品製造業（魚貝類、エビ、カニその他の水産食料品のかん詰、びん詰、海草、海藻加工その他）

イ 水産食料品製造業（魚貝類、エビ、カニその他の水産食料品のかん詰、びん詰、海草、海藻加工その他）

ロ パン及び菓子製造業（生パン、生菓子、乾パン、乾菓子その他の製造）

ハ 水産食料品製造業（魚貝類、エビ、カニその他の水産食料品のかん詰、びん詰、海草、海藻加工その他）

二 衣服及び身廻品製造業

イ 男子青少年用衣服及びその附属品製造業

ロ 婦人少女用被服製造業

ハ その他の衣服及び身廻品製造業（ズボン吊、ガーター、ハンカチその他の製造）

三 木材及び木製品製造業

木製容器製造業（竹、藤籠製造、木箱製造、桶製造等）  
四 家具製造業

家庭用及び事務用家具製造業  
五 印刷、出版及びこれらの類似業

イ 書籍及び定期刊行物發行業（主として書籍、パンフレット、定期刊行物の發行）

ロ 印刷業（出版を行うもの、行わないものを含む）

イ 石けん及びその他の油脂製造業（ローソク、石けん、洗剤製造等）

ロ 医薬品製造業（生物学的医薬品、植物学的医薬品、無機、有機合成医薬品製造）

ハ その他の化学工業（殺虫、殺菌剤、香料、化粧用無機、有機合成医薬品製造）

七 電気機械器具製造業

家庭用電熱器、アイロン、パン焼器、せん風機、その他

八 その他の製造業

九 商品生産農業

イ 耕作農業（米、あわ、ひえ、きび、そば、とおもろこし、もろこし、大豆の生産販売）

ロ 耕作以外のほ場作物農業（甘しょ、馬鈴しょ、園芸作物、亞麻、薄荷等の生産販売）

十 農産農業（家畜飼育業）

イ 小売業（衣服、身廻品、飲食料品、その他医薬品、化粧品、農耕用品、書籍、文房具、樂器その他の小売）

ロ 保険媒介代理業

十一 保険媒介代理業

イ 生命保険媒介業

ロ 火災海上保険代理業

十二 対個人サービス業

イ 洗張、洗濯業

ロ 写真業

十三 その他の専門サービス業

イ 土木建築サービス業（設計、監督、建築測量に関する専門的性質を有するサービスを行う事業）

ロ 映画業（映画館）

ハ 右の産業分類は、統計委員会事務局産業分類専門部会編さんした日本標準産業分類によつたものである。

◆鳥取県告示第百八十二号

県内において飼養されている種畜であつて、昭和二十六年に実施された定期種畜検査に基いて種畜証明書の交付を受けたもので、その種畜証明書の有効期間が、昭和二十七年定期種畜検査実施の日以前に満了するものについては、その種畜証明書の有効期間に昭和二十七年定期種

畜検査実施の日まで延長された。

昭和二十七年四月四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

定期種畜検査が次のように施行される。

昭和二十七年四月四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

種畜検査日程

検査場所	第一次検査	第二次検査	受検家畜の区別	出場区域	摘要
氣高郡大正村	四月八日	四月十一日	和牛	氣高郡一円	馬は第二次検査のみ出 場すること
" 浜村町	" 九日	" 十二日	和牛、乳牛	"	
岩美郡浦富町	" 十一日	" 十四日	和牛	岩美郡、鳥取市一円	
鳥取市吉方町	" 十二日	" 十五日	和牛、乳牛	"	
八頭郡智頭町	" 十四日	" 十七日	和牛	八頭郡一円	
" 用ヶ瀬町	" 十五日	" 十八日	和牛	"	
" 若桜町	" 十六日	" 十九日	和牛	"	
" 船岡村	" 十八日	" 二十日	和牛	"	
" 東伯郡赤崎町	" 二十一日	" 二十三日	和牛、乳牛	東伯郡一円	(新規)
"	" 二十二日	" 二十九日	(新規)	"	

00128

" 浦安町	" 二十一日	" 二十四日	和牛、馬	"	
" 矢送村	" 二十二日	" 二十五日	"	"	
" 倉吉町	" 二十三日	" 二十六日	和牛 (新規)	"	
" 所子村	" 二十四日	" 二十七日	"	"	
西伯郡御来屋町	五月六日	五月九日	和牛、馬	西伯郡、米子市一円	
" 淀江町	" 七日	" 十日	"	"	
" 余子村	" 八日	" 十一日	和牛、乳牛	"	
" 法勝寺村	" 九日	" 十二日	和牛、乳牛	"	
米子市勝田町	" 十日	" 十三日	和牛	"	
" 日野郡溝口町	" 十一日	" 十四日	(新規)	"	
" 江尾町	" 十二日	" 十五日	和牛、馬	日野郡一円	
" 日野上村	" 十三日	" 十六日	"	"	
" 根雨町	" 十四日	" 十七日	"	"	
"	" 十五日	" 十八日	"	"	
"	" 十六日	" 十九日	和牛	"	

◆鳥取県告示第百八十四号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三号)

第二十二条の規定により次の者に對し昭和二十七年三月

二十五日卸売販賣業者の業者登録をした。

昭和二十七年四月四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

登録番号 代表者氏名

名

称

営業所又は主たる事務所の所在地

一 足鹿 覚

鳥取県販売農業協同組合連合会

鳥取市東品治一九ノ五

二 井上 安栄

東伯郡販売農業協同組合連合会

東伯郡倉吉町明治町一、〇三三二ノ一

三 中嶋 市治

東伯郡販売農業協同組合

吉方七八九

四 中嶋長太郎

中嶋精麦製粉株式会社

東品治一九一

五 近池 利勝

鳥取県中部米穀卸協同組合

新町三丁目二、一八八九

六 小綿寅雄

鳥取県西部

米子市西町二一

七 松永 延衛

鳥取県パン協同組合

新町三丁目二、一八八九

八 薦谷治市

米子米穀卸協同組合

立町三丁目一二

九 柳沢愛之助

鳥取県生麵茹麺商工業協同組合

鳥取市今町二丁目二二

一〇 長田鶴子

鳥取県生麵茹麺商工業協同組合

鳥取市西町五〇

## ◇鳥取県告示第百八十五号

昭和二十七年四月四日

鳥取県知事 西尾愛治

府県道橋津浅津線の中一部区域を左の通り変更し、変更区域をもつてその区域と定め、告示の日から供用を開始する。

但し、在來の道路及びその附屬物は、告示の日から供用を廃止する。

東伯郡橋津村大字橋津字下河原一四番地より同郡同村大字赤池字墓廻り八二ノ一番地先を経て同郡同村大字赤池字前田二四番地先に至る。

別紙図面の通り(図面眞略)

東伯郡橋津村大字橋津字三ノ屋敷一四三番地先より同郡同村大字橋津字二ノ村内三一九番地先を経て同郡同村大字赤池字前田二四番地先に至る。

旧

区

域

新

区

域

東伯郡橋津村大字橋津字三ノ屋敷一四三番地先より同郡同村大字橋津字二ノ村内三一九番地先を経て同郡同村大字赤池字前田二四番地先に至る。